

養殖業事業性評価ガイドライン

～ 貝類養殖 ～

令和3年（2021年）4月

水産庁

< 要 旨 >

水産庁は、令和2年7月に養殖業成長産業化の取組の一環として、養殖経営体の成長に繋がる融資の円滑化を図るため、金融機関等が養殖業の経営実態の評価を容易にする魚類養殖業に対する「養殖業事業性評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。

さらに、事業ニーズの高い貝類、藻類、陸上養殖についても魚類養殖業と同様にガイドラインを策定することとし、事業期間が複数年にまたがり事業内容の評価が困難、代金回収までに多額の運転資金が必要、魚価暴落や自然災害の経営リスクが大きいといった魚類養殖業と共通の特徴や養殖種ごとの特徴を整理し、養殖経営体の経営実態をより適切に評価することで、金融機関の理解を促進するツールとしたい。

ガイドラインでは、養殖業における経営の特徴、金融事情、食の安全・環境配慮等の事業性評価を行うための基本的留意点を述べ、6つの事業性評価の項目（市場動向、経営事業継続力、販売力、動産価値、品質管理・生産管理、リスク管理・対策）と評価手法を提示し、この評価項目と評価手法に基づき作成する「養殖業ビジネス評価書（貝類）」の作り方を示し、養殖経営体の事業性が見える化されやすくなるようにしている。ただし、給餌養殖である魚類（陸上養殖を含む）と無給餌養殖である貝類、藻類とは自ずと評価項目の詳細部分や配点に違いが出てくることとなる。この他に各養殖魚種の動産登記上の留意点、第三者の評価機関を活用した事業性評価の実施の流れ、事業性評価に必要な資料やデータの出典を含め、金融機関が養殖業の事業性評価に必要な融資の判断材料を提供している。

水産庁は、このガイドラインを通じ、金融機関が第三者の評価機関も活用しながら、養殖業の事業特性の理解を進め、養殖経営体の過去・現在の実態を現場目線で把握し、その経営体の将来を見据えた事業性を評価することによって、融資の円滑化を進め、金融機関が地域の養殖業のアドバイザー（目利き人）となることを期待している。

< 目 次 >

第一章	養殖業事業性評価ガイドラインの趣旨	1
第二章	養殖業の事業性評価の基本的留意点	3
	1. 経営の特徴	
	2. 金融事情（代表的な資金調達手法等）	
	3. 食の安全・環境問題	
	4. リスクとその回避策	
	5. 養殖業の将来性	
第三章	貝類養殖業の事業性評価の観点・項目	8
	1. 養殖業全般の事業性評価の観点	
	2. 貝類養殖の事業性評価の留意点	
	3. 貝類養殖の事業性評価項目	
第四章	養殖業ビジネス評価書	13
第五章	動産登記上の留意点	14
第六章	養殖業の事業性評価の流れ	15
第七章	レファレンス	16

第一章 養殖業事業性評価ガイドラインの趣旨

令和2年7月に農林水産省が公表した「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、水産庁は国内外の需要増加が見込まれるブリ類、マダイ及びサーモン（サケマス）類等について、各市場のニーズをとらえた養殖生産を展開し、マーケット・イン型養殖業への意識改革・転換を図るとともに、養殖経営体・グループの生産基盤を早急に強化し、養殖業成長産業化を推進することとなった。

その中で、令和2年4月に公表した海面魚類養殖業が対象の「養殖業事業性評価ガイドライン」に加え、事業ニーズの高い貝類、藻類及び陸上養殖についても同様の趣旨でガイドラインを策定することとした。

本ガイドラインの策定に当たっては、海面魚類養殖と同様に事業性評価の専門機関に業務を委託し、この専門機関が地域金融機関とともに国内の養殖経営体・地域を訪問・調査し、地域金融機関や学識経験者とも意見交換を行っている。養殖経営体や地域金融機関からは、魚類養殖魚のガイドライン作成時と同様にガイドラインの必要性や事業の理解のための前向きな意見が寄せられた。

本ガイドラインにおいては、「貝類（ホタテ、カキ及びアコヤガイ（真珠）を含む）」を対象としている。

養殖業としての基本的特徴である単年度事業ではないことや設備投資・運営資金の需要があること及び天災、疾病、価格暴落等の経営悪化リスクが大きい業種であることは海面魚類養殖と同様であり、マーケット・イン型養殖業を目指す養殖経営体として評価することとなる。

貝類養殖は「無給餌養殖」と言われ、魚類養殖（「給餌養殖」）では生産コストの6～7割を占めるといわれる「餌」代が不要であるという最大の特徴があり、その分必要資金ニーズは小さくなるが、自然環境が事業に与える影響（リスク）が「給餌養殖」よりも大きいことから、評価項目や評価の配点に違いが生じることとなる。

本ガイドラインは、魚類養殖業のガイドラインと同様に貝類養殖業の生産から販売に至る業務を分解し、各種の評価項目を評価の着眼点としている。本ガイドラインを通じ、金融機関が第三者の評価機関を活用しながら、養殖業の事業特性の理解を進め、養殖経営体の過去や現在の実態を現場目線で把握し、その経営体の将来性を見据えた事業性を評価することによって、融資の円滑化や金融機関による養殖経営体へのアドバイスを含めた適切な金融仲介機能の発揮を促すこととしている。

このため、本ガイドラインにおいては養殖業で使用される専門用語や業界用語の使用を避け、理解促進に努めている。一方、養殖業の専門家からは物足りなく感じる表現もあることを理解しつつ、こうした指摘については、本ガイドラインの普及と評価の実例を重ねながら、更新や見直しを図っていくこととしている。

本ガイドラインを踏まえ、事業性評価が実施されることで、金融機関の養殖業に対する理解の一助になるとともに、金融機関が地域や業態の特色に応じた理解や方法を深めながら、地域の養殖業のアドバイザーとなる目利き人になっていただけることを期待している。

第二章 養殖業の事業性評価の基本的留意点

1. 経営の特徴

貝類は、餌を与えずに養殖する「無給餌養殖」として、ホタテ、カキ及びアコヤガイ（真珠）を対象としている。真珠については「無給餌養殖」として共通点は多いが、主に食物ではないことや独特な流通経路等を勘案し、事業性評価の評価項目を別建てとする。真珠養殖の経営体は、長崎、愛媛、三重の3県に集中しており、長崎を含む九州地方では企業形態が多いが、愛媛、三重では小規模な家族経営が多いという特徴がある。

ホタテ養殖については、その適性から北海道と青森を中心とした東北地方に限定されており、経営体の分布も同様である。

カキについては、広島や宮城などが産地として有名であるが、全国で養殖が可能なことから経営体数も多く全国に分散している。

養殖業全体に共通する経営の特徴は、単年度では結果が出ないことであり、事業としてのサイクルに期間を要することはリスクの増加につながっている。本来この業態の決算については、1年超の請負契約などが一般的な建設業と類似性があり、工事進行基準^(※1)的な見方で決算を捉えていかないと実態把握が困難となる。現実的には直近の決算書を分析しただけでは意味がなく、直近の売上や利益を見ても融資判断はできないことになる。そこで、最低でも過去3期分の決算書による分析が必要不可欠であり、それでも実態を解明するには相当な時間と困難が伴うことが予想される。

(※1) 工事進行基準

売上高は実現基準という考え方によって計上される。一方で、企業会計においては、タイムリーに会社の事業実態を表すことが重要である。長期間に及ぶ工事契約等によって工事が完成するまで一切の売上が計上されないと、工事進行の経済的価値の創出という事業実態が決算書に反映されないこととなる。したがって、一定の要件を満たす場合は工事の進行状況に応じて売上を計上すべきである。これを工事進行基準と言い、会計ルール上原則的な売上計上基準となっている。

「無給餌養殖」である貝類についての特徴は、経営体の数が多くかつ比較的小規模な経営体が多いこと、自然環境への依存度が高いこと、経営体独自ではなく、地域の漁業協同組合による協同体制が構築されているケースが多いことから、販路や資金調達面においても海面魚類養殖と異なっている。「餌」代が不要な点において「給餌養殖」と比較して運転資金ニーズは小さいと言えるが、カキ剥き作業のような労働集約的な作業実態を勘案すると設備の維持又は更

新費や人件費の割合が高くなっている。

なお、真珠については、漁業協同組合の共販体制が構築されており、漁業協同組合を通じて加工業者に販売されるという流通経路が確立している。

金融機関側から見た場合、融資の担保という概念を外して考えることはできない。すなわち、不動産担保に乏しい、又はその価値が少額であること、在庫である貝類を動産担保として徴求することは可能であるが、不安定な担保であることは否めないことから、一般的に貝類養殖業の資産は保全に乏しいという特徴がある。また、赤潮の発生や台風といった天災に加え、病気の蔓延といった事業そのものに直接影響するリスクも他業態に比べ大きく、国の補助制度や共済等の補填はあるものの元通りというわけにはいかないという特徴を持っている。

したがって、金融機関の融資判断に当たっては、経営実態の解明や資産の保全の強化が必要不可欠であり、それを実現することで金融機関からの資金調達を容易にすることが求められる。

2. 金融事情（代表的な資金調達手法等）

一般的に養殖経営体が保有する設備については、国の制度融資、補助金等を活用し、地域の信漁連や日本政策金融公庫からの借り入れで賄っているケースが多くみられる。比較的大手の養殖経営体に対しては民間の地域金融機関による設備更新や稚貝の仕入れ等に係る運転資金の需要に対応できているものもある。

一方、貝類の中でも真珠の養殖経営体は中小・零細規模の事業者が多く、地域の漁業協同組合内での協同運営体制が構築されているケースが見られる。

しかしながら、経営の不安定さから債務超過となっているケースも見られ、担保として公的保証、不動産、有価証券等の安定した保全がないと金融機関からの資金調達が困難であるという現実がある。

なお、「無給餌養殖」である貝類については、「給餌養殖」において経費の6～7割を占める「餌」代の負担がないため、資金調達ニーズは小さくはなるが船や筏等の設備更新費用やカキ剥き作業等の労働集約的な事業を支える人件費の負担はあり、事業としての不透明さや保全不足という点では金融事情に大きな違いはない。

したがって、金融機関から運転資金を調達するためには、分かりにくい養殖業の事業性を理解してもらうことが重要であり、事業性評価を行うためのガイドラインが必要不可欠となってくる。

3. 食の安全・環境問題

養殖経営体には食の安全・環境問題等の社会的要請への適切な対応が求められている。したがって、養殖業における事業性評価においても、食の安全・安心や環境問題についての観点を外して考えることはできない。

(1) 食の安全

水産物の安全・安心の確保は、養殖業においても食料産業として最大の課題といえる。特に貝類については、貝毒やノロウイルス等による食中毒のリスクが他の養殖業と比べて高いため、養殖漁場環境の管理や出荷する貝類の検査、流通時の温度管理等が重要である。養殖日誌や仕入伝票、作業記録等にて日々の管理状況を確認することが必要であり、識別性を担保し、問題発生時に範囲を特定したり、生産履歴を開示する等の取組みにより遡及・追跡ができるようなトレーサビリティの確保が必要不可欠である。

また、「1. 経営の特徴」で触れた養殖加工併用型や本業従属型のうち加工業を本業とする養殖経営体においては、産地加工の高度化^(※2)に伴ってHACCPの認証取得やFSSC、ISOその他の認証を取得していることが売上増や販路拡大につながることになり、特にヨーロッパをはじめとして海外輸出には必要不可欠な要素となっている。

(※2) 産地加工の高度化

消費地における小売業者や外食事業者の需要に応じ、剥き身の他、冷凍牡蠣フライ、缶詰等加工度を上げ付加価値を生んでいる。

(2) 環境問題

環境問題については、漁場環境や自然環境への負荷等に対する消費者からの声に応える必要がある。最近では、養殖経営体が水産エコラベル^(※3)の認証を取得し、自身が生産する養殖生産物の評価向上や輸出促進に繋げていく動きもみられる。

(※3) 水産エコラベル

水産エコラベルは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を、消費者が選択的に購入できるよう、持続性に関する一定の基準を満たすと第三者機関が認めた水産物にラベルを表示できるようにする認証スキームで、欧米の大手小売業者はASC (Aquaculture Stewardship Council) 等の認証取得を調達基準として採用する動きが広がってきている。水産エコラベルのうち、日本発の水産エコラベルであるマリン・エコラベル・ジャパン (MEL) は2019年12月に国際的組織GSSI (グローバル・サステナブル・シーフード・イニシアチブ) から承認を得た。

4. リスクとその回避策

主なリスクとして、

- ① 天災リスクとして台風・集中豪雨、地震（津波）や赤潮の発生等による被害
- ② 細菌・ウイルスなどの感染症による被害
- ③ 市場における極端な価格の暴落や貝毒による出荷自主規制による経済的な損失

等が考えられる。

特に、貝類については、食中毒リスクの高い貝毒やビブリオ菌対策が重要である。貝毒の発生は、一定期間、一定地域の出荷停止を招くことになり、経営体のみならず地域としても最大の経営リスクとなる。したがって、漁場環境、水質、温度管理等日常の情報収集、管理及び事後対応を含めその対策やトレスバック体制が求められる。

リスク回避策としては、物理的に被害を防止又は抑制する技術や工夫と被害を被った後の損害補填策が検討されなければならない。すなわち、

- ① 天災対策としては筏の避難等による台風や赤潮の物理的回避
- ② 病気対策としては、「密」を避けること
- ③ 市場リスクとしては、市場価格にできるだけ左右されない安定した販売先の確保や消費者ニーズに対応した商品開発力の有無
- ④ 貝毒対策としては、原因プランクトンのモニタリングやその情報の迅速な把握

等も対策の一環となる。

5. 養殖業の将来性

日本人の食生活に魚介類は欠かせないものであるが、国内では食の多様化とともに魚介類の需要が漸減してきているという現実がある。一方、グローバルな観点からみると世界的には魚介類の需要は増加傾向にある。

また、国際的なマグロの漁獲制限や日本近海におけるサンマやイカの不漁等に代表されるように漁船漁業は厳しい状況にある。

このような状況下、養殖業の成長産業化は水産物供給の確保の観点からも必要不可欠であり、継続的に安定した水産物の供給を実現するためには、安定した生産、安全確保、美味しい魚介類の開発、養殖対象種の多様化、種苗の安定供給体制等、品質向上のための養殖技術の進展や、天災、病気等に対応するリスク対策の進化により斃死率の低下を実現することが重要である。

また、養殖業のグループ化や統合といったバリューチェーンの連携による外部資本等の成長資金の投入を推進するため、本ガイドラインを活用した養殖業の見える化を進めつつ、参入障壁の意識を解消するとともに、民間資金の投入を促進する環境整備を実施していくことにより、養殖業は将来性のある業種と

して認識される。

なお、国内のみでなくHACCP認証やFSSCやISOの取得やASC認証やMEL認証のような環境エコラベルの取得により、環境に配慮した高品質な輸出商品としての将来性も見据えることができる。

第三章 貝類養殖業の事業性評価の項目と評価手法

1. 事業性評価の観点

養殖業全般の事業性評価の観点としては、

- ① 金融機関が養殖業の生産・経営や、販売実態を理解し、経営改善策や支援策を検討できること
- ② 養殖業者からは金融機関に対して適切な情報開示がなされ両者の相互理解が促進されること

といった視点を基本としており、貝類養殖についても、海面魚類養殖と同様に、養殖業ビジネス評価の観点を大きく6つとした。

<養殖業ビジネスの事業性評価項目>

大項目	中項目
① 市場動向	過去・現在・将来の動向、市場規模
② 経営事業継続力	事業計画、養殖環境、事業継続実績等
③ 販売力	販路先の確保・拡大、商品開発力等
④ 動産価値	換金容易性、在庫バランス、将来予想価格等
⑤ 品質管理・生産管理	稚貝・母貝等の仕入れ・付着物除去、品質管理（検査等）、加工・出荷等
⑥ リスク管理・対策	天災・病気対策、共済・損害保険加入状況、市場リスク、貝毒のモニタリング等

2. 貝類養殖の事業性評価の留意点

養殖業(カキ、ホタテ及び真珠)の個々の経営体の事業性評価に当たっては、給餌の有無、自然環境への依存度、漁業協同組合への加入、経営体の規模、養殖方法に応じた設備管理、抱える課題等が異なることを踏まえ留意する必要がある。

(1) 貝類養殖(カキ・ホタテ)

貝類については、給餌に関わる作業やコストを不要とするが、管理面や加工に重点を置く必要がある。

カキとホタテを合わせれば、国内の貝類養殖生産高の99%を占めており、カキは全国で生産されているが、ホタテは寒い海を好み、北海道と東北地方のみで養殖されている。カキ・ホタテにはそれぞれ複数の養殖技法があることも留意することが必要である。

カキの養殖方法については、養殖技法の異なる「垂下方式^(※4)」と「シングルシード方式^(※5)」を区分けし、それぞれの特徴や用途、販路の違い等を明確にすることが必要である。

また、産地や生産海域の違いによる相違点、密度の違いや3倍体の活用による付加価値についても評価に反映させる必要がある。

(※4) 垂下方式

稚貝を、縄や針金で連結したりカゴに入れたりして、海面に設置した筏や縄から水中につり下げて行う養殖法。

(※5) シングルシード方式

カキ養殖において、専用カゴやバスケットの中で1粒ずつ独立した状態で成長させる養殖法。

ホタテの養殖方法については、「地撒き方式」、「カゴ方式」、「耳吊り方式」といった生産手法があるが、本ガイドラインでは「カゴ方式」、「耳吊り方式」を評価対象とする。また、ホタテは輸出産業としての一面もあることから、販路の評価にあたっては考慮する必要がある。

以上のようなカキ・ホタテ養殖の特性を踏まえ、留意すべき評価項目は以下のとおりである。

・ **共通事項**

- 漁場環境（水温、水深、プランクトン等）は貝類養殖にどの程度適したものか。
- 災害リスクを勘案した事業設計となっているか。
- 貝類養殖に必要な設備・人件費等の経費を把握・管理した上で、事業収支を把握・管理しているか。
- 養殖技術の伝承（後継者問題等）への対策、作業者の確保、法人化など事業継続がなされる取組みが講じられているか。
- 経営者が、種苗・種苗の仕入れや養殖工程ごとのタイミング、設備等の資材調達、生産設備を把握・管理する意識・能力を有しているか。（ガバナンス力を日誌、資金繰り表等エビデンスとして確認）
- 漁業協同組合や都道府県、水産試験場からの情報提供等を参考に最適なタイミングで採苗が行われているか。
- 養殖時の稚貝数などを適切に把握・管理しているか。
- 種苗の調達を工夫しているか（自家採苗しない場合）。
- 貝類（ホタテ・カキ）養殖に求められる付着生物の除去を適時適切に実施しているか。
- 貝毒のモニタリング、食中毒菌の混入防止等衛生管理が適正におこなわれているか。
- 養殖に影響ある環境条件の変化をどのようにモニタリングし対策を講じているか。
- 漁業共済・積立ぷらすに加入し、天災発生時の万一の場合に事業継続できるよう備えているか。
- 経営体として安定した販売先の確保や商品開発力による高付加価値商品を供給する等、価格変動リスクの回避策を持っているか。

・ **カキに関する事項**

- 養殖カキの用途に応じた販路を確保しているか。
 - ・ 「垂下方式」により養殖されるカキは、主に加熱用食材として大量養殖され、量販店や居酒屋等に流通している。
 - ・ 「シングルシード方式」により養殖されるカキは、主に生食用としてレストランやオイスターバー等に流通している。
- 生食用に出荷するカキは、紫外線殺菌やオゾン殺菌等、適切な方法で浄化を行っているか。
- 剥き身・出荷する手作業を行う人員体制が整っているか。

・ **ホタテに関する事項**

- ホタテの輸出販売にどのように取り組んでいるか。

(2) アコヤガイ

アコヤガイ（真珠）は貝類ではあるが、主に食用でないことや独自の流通経路のような業界の特殊性を勘案し、貝類（カキ・ホタテ）と区別して別建てとする。

真珠養殖は輸出産業としての一面もあり、良質な真珠の安定生産が求められている。そのため、特に影響の大きい漁場環境や挿核技術等を評価項目に反映した。

また、販路の違いや値付け方法等「販売力」や「動産評価」には、他の魚種と異なる項目が必要である。さらに、経営体の規模の相違や小玉の生産か中玉以上を目指すのかによる経営戦略の違いや母貝の生産への取組み、共済等の保全対策が不十分なリスク管理面の対応について留意する必要がある。

以上のような真珠養殖の特性を踏まえ、留意すべき評価項目は以下のとおりである。

- 漁場環境（水温、水深、プランクトン等）は真珠養殖にどの程度適したもののか。
- 災害リスクを勘案した事業設計となっているか。
- 事業サイクル（採苗・種苗仕入れ⇒稚貝・母貝養殖⇒挿核⇒真珠養殖⇒浜揚げ）にどれだけの期間を要し、それがどれだけの期間継続されているか。
- 真珠養殖に必要な設備、人件費等の経費を把握及び管理した上で、事業収支を把握・管理しているか。
- 経営者が、優良母貝の選抜や沖出しのタイミング、設備等の資材調達、生産設備管理に関する意識や能力を有しているか。
- 養殖技術の伝承（後継者問題等）への対策、作業人員の確保、法人化など事業継続がなされる取組みが講じられているか。

- 入札市場で如何に高い値段で買い付けられるような取組みを行っているか。
- 母貝の調達を工夫しているか。又は独自に稚貝から母貝の育成に取り組んでいるか。
- アコヤガイの表面やネットに付着するフジツボや海藻などの付着物を定期的に清掃しているか。
- 貝から真珠を抽出・出荷する手作業（浜揚げ作業）を行う人員体制が整っているか。
- 近年、一部の地域ではへい死が発生しており、対策を講じることが難しい状況にはあるが、事業継続の観点から病気対策以外にどのようなへい死対策を講じているか。
- 漁業共済に加入し、天災発生時の万一の場合に事業継続できるよう備えているか。また、経営体として何らかの備えを用意しているか。
- 漁業協同組合又は経営体として商品開発力による高付加価値商品を供給する等、価格変動リスクの回避策を持っているか。

3. 貝類養殖の事業性評価項目

下記評価項目は、それぞれの養殖業を理解するうえで必要不可欠なチェックポイントとなり、これに基づいた評価により事業実態を明らかにすることが可能となる。それぞれの評価の観点については、別紙1のとおりとする。

(1) 市場動向

養殖業の事業性そのものを評価する前提として、養殖市場の規模とその動向（需要が増加しているのか、減少しているのか）を把握することが必要である。

養殖種によって異なるが、自然環境の変化が漁場にもたらす影響や消費者の嗜好の変化などを背景に、漁獲高や単価がどのように変動しているのかを確認する。

(2) 経営事業継続力

養殖業は、外部市場環境の変化に影響を受けやすく、養殖サイクル（2～3年）を踏まえると、単年度の事業収支だけでその事業の善し悪しをみることは適切ではなく、複数年での事業を営む事業継続力が求められる。

この養殖事業を継続して営む能力・体制がどれだけ備わっているかについて確認する。

(3) 販売力

養殖業においても、安定した販路を持っているかどうかは、事業継続の上で極めて重要であり、また、その販路を維持・拡大するための商品開発や販売促進にどのように取り組んでいるかに着目する必要がある。

(4) 動産価値

養殖水産物（動産）そのものの価値について評価する。

(5) 品質管理・生産管理

食の安全性確保からも、養殖事業においても品質管理や生産管理にどのように取り組んでいるかは極めて重要な事業性評価の観点である。

〔品質管理・生産管理への取組み例〕

- 稚貝の調達工夫
- 付着生物の除去
- 養殖施設の管理
- 浄化等の衛生管理
- 貝毒のモニタリング
- 品質管理基準策定
- 品質管理組織の設置

(6) リスク管理・対策

養殖事業は、台風や赤潮などの自然災害にみまわれるリスクがあり、そのリスク回避策をどこまで講じているか、また、万一リスクが発生した場合の備えが十分か、養殖経営体にとっては事業継続、金融機関からすれば資金回収の観点から極めて重要である。

第四章 養殖業ビジネス評価書

「第三章 事業性評価の項目と評価手法」で述べた事業性評価の観点と評価項目を踏まえ、金融機関等が、第三者の評価機関も活用しながら、養殖経営体の事業性を正しく理解するための手段として「養殖業ビジネス評価書（貝類）」のひな形を提示する。このひな形に評価結果を記載することによって、養殖経営体の事業性の見える化を図りながら融資の判断材料を提供する。

評価作成の方法として「養殖業ビジネス評価書例（貝類）」を別紙2として提示するので参照していただきたい。

第五章 動産登記上の留意点

養殖業の担保として、その設備のほか養殖される貝類等を動産譲渡担保とすることが可能である。養殖業の事業実態は、生簀や海中で育てるという付加価値をつけた貝類を販売することでキャッシュフローを得るというスキームである。したがって、これらは正に事業資産そのものというべきものであり、動産譲渡担保の対象となる。

養殖対象である貝類は「集合動産」として譲渡担保登記の設定が可能である。すなわち、一般的に譲渡の目的物である動産をその所在によって特定する場合、「動産の種類」と「動産の保管場所の所在地」が必要的登記事項とされている。ここでいう「動産の保管場所の所在地」については、譲渡に係る動産を具体的に特定することができるよう、保管場所の地番又は住居表示番号までを記録することとされている。

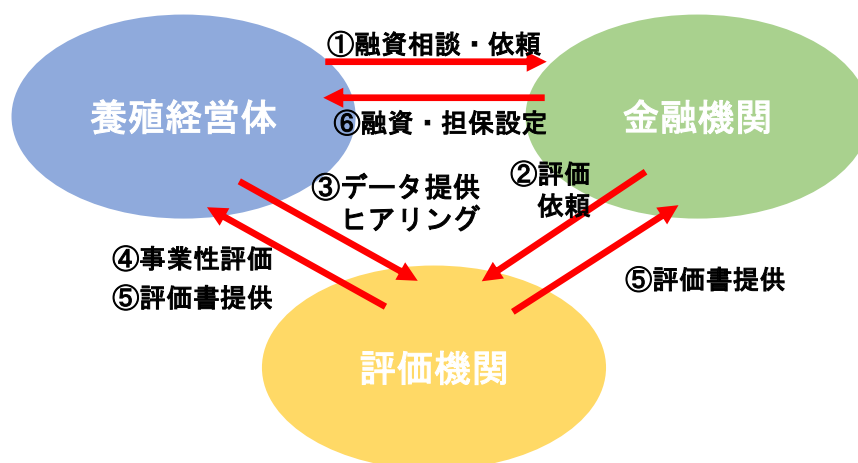
養殖業の場合、海面上等の理由で目的動産の保管場所の所在地として住所や地番を記録することができないが、例えば、動産の保管場所として「養殖場の名称」や「生簀・筏や網の位置（区画や番号）等」により場所を特定することが可能であり、譲渡に係る動産の特定に問題がなければ実務上も登記がなされることになる。

第六章 養殖業の事業性評価の流れ

第三者の評価機関を活用し、養殖業の事業性評価を実施（養殖業ビジネス評価書の作成）する場合に想定される流れは以下のとおりとなる。

- ① 養殖経営体からの融資相談や事業性評価の依頼に基づき、金融機関は融資の検討を行う。
- ② 養殖経営体が第三者の評価機関を利用する場合、金融機関を介し、評価機関へ評価依頼を行う。
- ③ 養殖経営体は評価機関の要請に基づき評価に必要なデータを提供やヒアリングを受ける。
- ④ ③を経て評価機関が養殖経営体の事業性評価を実施する。
- ⑤ 評価機関は養殖業ビジネス評価書を作成し、金融機関に提供するとともに養殖事業者に対しても評価結果を提供する。
- ⑥ 金融機関は、養殖業ビジネス評価書を参考として融資の可否を判断し、可の場合に融資の実行及び動産等の担保設定を行う。

図：事業性評価実施（養殖業ビジネス評価書の作成と利用）の流れ



第七章 レファレンス

「第三章」から「第五章」までに基づいて、評価を行うに当たり、参考となる情報を以下に列挙する。

① 水産白書

水産業全般の動向や施策を記載している。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/>

② 水産政策の改革

農林水産業・地域の活力創造本部（内閣官房）は、平成30年6月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」において「水産政策の改革について」を策定した。この改革に基づく漁業法改正等の情報を掲載している。なお、この改革の一環として、養殖業成長産業化総合戦略が策定された。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/suisankaikaku.html>

③ 養殖業成長産業化総合戦略

養殖業の全体像や今後の政府及び関係業界の取組方向について記載している。養殖業成長産業化総合戦略や総合戦略策定に当たって議論した資料等も掲載している。

https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/seityou_19.html

④ 農林水産省統計（水産業関係）

海面漁業の生産構造及び就業構造等の統計からなる漁業センサス、個人経営体の漁労所得、会社等の漁労利益及び営業利益等の統計からなる漁業経営調査、海面養殖業の漁獲量等の統計からなる海面漁業統計生産調査等を掲載している。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kensaku/bunya6.html>

⑤ 養殖業事業性評価の推進

本事業性評価ガイドラインの他に事業性評価を推進・普及することも視野に入れた「マーケット・イン型養殖業推進事業」等を紹介している

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/jigyoseihyoka.html>

⑥ 水産庁逆引き辞典

農林水産省が用意する補助金、融資、出資等の情報を検索できる。

<https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input?domain=J>

⑦ 世界漁業・養殖業白書（国際連合食糧農業機関：FAO）

世界の漁業・養殖業の動向や施策が記載されている。

<http://www.fao.org/japan/jp/>

⑧ FAO 統計データベース

世界の食料・農林水産業に関するオンライン統計データベースが提供されている。

<http://www.fao.org/japan/fao-statistics/en/>

⑨ お魚大百科（一般社団法人全国海水養魚協会運営）

魚類養殖業全般の情報を掲載している。

<https://www.yoshoku.or.jp/>

⑩ 水産物の市況の情報（水産庁）

主要水産物の市況見通し（月別）等を掲載している。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/sikyou/>

⑪ おさかな広場（一般社団法人漁業情報サービスセンター運営）

主に漁船漁業で漁獲された水産物の市況を掲載している。

<http://osakana-hiroba.jafic.jp/>